平成２２年（フ）第７５３８号
大阪市東淀川区小松３丁目20番56―205号
破産者　安田　光徳
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８００号
大阪市西区新町１丁目９―13　グランドキャナル新町303号室、住民票上の住所大阪府豊中市蛍池西町１丁目１番10―202号
破産者　福田徳彦アレハンドロ
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５２８号
大阪市港区夕凪２丁目10番11号　ルナエスパシオ502号
破産者　角田　俊明
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９８６号
大阪市北区本庄西３丁目８番17号　コスミックパレス401号室
破産者　木下　　正
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０９６号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番134―408号
破産者　髙田　祥子（旧姓五味）
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６９号
堺市堺区新在家町西３丁３番12―205号、開始決定時の住所堺市堺区永代町２丁２番17号
破産者　ＴＭオートサービスこと　加藤　孝博
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５２４号
堺市北区野遠町93番地22
破産者　奥山八千代
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５４８号
大阪府松原市天美東８丁目14番27―302号
破産者　松谷満喜子
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７１７号
堺市南区逆瀬川1131番地
破産者　米田　　栄
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５３４号
神戸市西区伊川谷町長坂977番地の97、開始決定時の住所神戸市北区君影町４丁目２番４号
破産者　小川　　**隆**
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７１号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番７―1005号、前住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地Ｊ棟1205号
破産者　坂上　和隆
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７８号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目17―25　ソレイユ東難波203号室、開始決定時の住所兵庫県西宮市東山台１丁目７番地104号棟306号
破産者　清水　隆雄
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１３号
兵庫県西宮市中屋町５番10号、前住所神戸市東灘区田中町１丁目11番19―301号
破産者　松村　静枝
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７８号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目44番11号
破産者　穂満　豊実
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６１１号
埼玉県草加市谷塚上町358番地１クローバーハイツ202号
破産者　川嶋　　等
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
山梨県笛吹市八代町南1228番地
破産者　雨宮　由美
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
山梨県笛吹市石和町四日市場1578番地７
破産者　坂本　　勝
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
山梨県笛吹市石和町四日市場1578番地７
破産者　坂本　初美
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係